

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
湯梨浜町

令和5年11月30日時点

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる。	②写しを提出	町民生活課 (0858-35-5319)	
2	住民票の写しの請求	③不要	町民生活課 (0858-35-5319)	住民票同一世帯であれば請求できる。
3	町営住宅の入居申請	②写しを提出	町民生活課 (0858-35-5318)	
4	町税等に関する証明	③不要	町民生活課 (0858-35-3116)	住民票同一世帯であれば申請できる。
5	土地家屋台帳の閲覧	③不要	町民生活課 (0858-35-5317)	住民票同一世帯であれば申請できる。
6	埋葬の許可申請	③不要	町民生活課 (0858-35-5310)	
7	家族介護用品購入助成事業	②写しを提出	長寿福祉課 (0858-35-5379)	パートナー、ファミリーは、家族として申請できる。
8	家族介護者交流事業	②写しを提出	長寿福祉課 (0858-35-5379)	パートナー、ファミリーは、家族として申請できる。
9	家族介護者ヘルパー受講支援事業	②写しを提出	長寿福祉課 (0858-35-5379)	パートナー、ファミリーは、家族として申請できる。
10	家族介護慰労事業	②写しを提出	長寿福祉課 (0858-35-5379)	パートナー、ファミリーは、家族として申請できる。